

平成21年（健厚）第345号

平成22年5月31日判決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第2の3記載の原処分取消しを求めるといふことである。

第2 再審査請求の経過

1 a社（以下「本件会社」という。）は平成○年○月○日に設立された株式会社で、その事業所は、名称を「a社」、所在地を「○○市○○区○○○-○-○」、適用年月日を「平成○年○月○日」とする、健康保険法（以下「健保法」という。）及び厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）上の適用事業所であり（以下、健保法及び厚年法上の適用事業所を単に「適用事業所」といい、本件会社に係る適用事業所を「本件事業所」という。）、請求人は、本件会社の設立以来その代表取締役である。

2 本件会社は、適用事業所の事業主として、本件事業所について、平成○年○月○日、事業所の名称等を上記の内容とするいわゆる新規適用事業所の届出を行うとともに、本件事業所に使用される健康保険及び厚生年金保険の被保険者（以下、健康保険及び厚生年金保険の被保険者を単に「被保険者」という。）について、その資格の取得及び報酬月額等に関する事項を届け出たが（以下、この届出を「資格取得届出」という。）、代表取締役である請求人については、「略」として、この届出をしなかった。

3 ○○社会保険事務局長（以下「事務所長」という。）は、本件会社に対し、平成○年○月○日付書面で、「請求人様が「a社」の代表取締役としての責務を果たされ、かつ役員報酬を得ておられるこ

とから、保険者として「法人に雇われている人」と判断いたします。」などとして、請求人について資格取得届出を行うことを求めたが、本件会社からその届出がなかったため、事務所長は、平成○年○月○日に健保法第198条及び厚年法第100条の規定による本件事業所への立入検査を行い、その検査結果に基づき、同月○日付で、請求人は平成○年○月○日付で被保険者の資格を取得したものであることを確認し、その標準報酬月額を、健康保険については○○○万円、厚生年金保険については○○万円と決定する旨の処分をした（この請求人の被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定に係る処分を、以下「原処分」という。）。

4 請求人は、原処分を不服とし、○○社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由「略」。

第3 問題点

1 第2の1記載のように、本件事業所が適用年月日を平成○年○月○日とする適用事業所であることは、当事者間に争いが無いものと認められ、また、本件記録上も明らかであるところ、適用事業所に使用される者は、適用除外として規定されている者等（以下「適用除外者」という。）を除き、被保険者となるものとされている。そして、被保険者の資格の取得は、保険者の確認によってその効力を生ずるものとされ、この確認は、保険者において、適用事業所の事業主の届出若しくは被保険者の請求により、又は職権で行うものとされている。また、被保険者に係る標準報酬月額は、保険者において、被保険者の報酬月額に基づき定めるとされ、健保法上は、報酬月額が117万5000円以上の場合には121万円、厚年法上は、報酬月額が60万5000円以上の場合には62万円、とされている。（以上につき、健保法第3条、第39条、第40条第1項、厚年法第9条、第12条、第18条、第

20条第1項)

- 2 そして、健康保険及び厚生年金保険の実務においては、かねてから、適用事業所に係る法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者については、その者を法人に使用される者として被保険者の資格を取得させる旨の取扱い（以下「本件取扱い」という。）が行われており（昭和24年7月28日保発第74号厚生省保険局長通知参照）、当審査会もこの取扱いを妥当なものと認めてきているところである。
- 3 請求人が、本件事業所に係る法人である本件会社の平成〇年〇月〇日の設立以来の代表取締役で、平成〇年において、代表取締役として本件会社から毎月〇〇〇万円の報酬の支給を受けていることは、本件会社に係る「履歴事項全部証明書」、請求人に係る「平成20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び本件手続の全趣旨によって認められるところ（なお、請求人が本件会社の代表取締役で、月額〇〇〇万円の報酬の支払を受けていることは、請求人も自認しているところである。）、原処分は、請求人がこのような地位等にあることを前提に、本件取扱いに則して、請求人について、被保険者の資格を平成〇年〇月〇日付で取得したものであることを確認し、その標準報酬月額を決定したものと解される。請求人は、この原処分を不当としてその取消しを求めているのであり、その理由は、第2の4に記載したとおりであって、本件手続の全趣旨をも勘案すると、請求人が適用除外者であるとするわけではないことはもとより、本件取扱い自体の不当をいうのでもなく、専ら、請求人は、本件事業所に係る本件会社の設立以来の代表取締役で、平成〇年以来、本件会社から月額〇〇〇万円の報酬を受けてはいるが、本件事業所の経営上の重要事項の決定は、すべて請求人の夫であり本件会社の筆頭株主でもあるAの判断で行われており、請求人は代表取締役としての労

務の提供をしていないから、上記の報酬は労務の対償としてのもではなく、したがって、請求人は本件事業所に使用される者とはいえず、本件取扱いによって被保険者の資格を取得させるべき者には当たらないというべきであるとの趣旨を主張しているものと解される。

- 4 したがって、本件の問題点は、請求人が本件取扱いにおける「適用事業所に係る法人から労務の対償として報酬を受けている者」に当たるといえるかどうか、であり、より具体的には、請求人が本件会社から代表取締役として受ける月額〇〇〇万円の報酬（以下「本件報酬」という。）をもって労務の対償ということができるかどうか、ということに帰着する。

第4 当審査会の判断

- 1 請求人は、上記第3の3に要約して示したように、請求人が平成〇〇年以来、本件会社から受けている本件報酬は代表取締役としての労務の対償ではないと主張し、本件審理期日においても、出席した請求人及び再審査請求代理人はその旨を述べるのではあるが、同時に、本件報酬は本件会社の請求人に対する贈与ではないし、いわゆる名義貸し料といったものでもないとし、本件会社における経理上も代表取締役に対する報酬として処理されてきている旨をも述べているのである。そして、現に、本件会社の本件事業所に係る新規適用事業所の届出や被保険者の資格取得届出は、請求人を代表取締役として行われていることにもかんがみると、本件会社は、代表者による行為を必要とする場面においては、常に代表取締役である請求人を代表者としてそれを行ってきていることが明らかである。

このような事情を総合勘案するならば、仮に、請求人が主張するように、本件会社ないし本件事業所の経営上の重要事項の決定が、すべて請求人の夫であり本件会社の筆頭株主でもあるAの判断で行われているとしても、それは、そのようなことが代表取締役としての忠実義務に違反するかどうかはともかく、請求人

が、本件会社の代表取締役として、具体的業務は自らは直接行わず、Aにこれを全面的に委ね、同人に代行させることによって、その職務を遂行しているだけのことというべきであり、本件報酬は、そのような態様による代表取締役としての職務の遂行の対価と把握するほかはなく、これを本件取扱いにいう「労務の対償」の範囲に属するものと認めるのを相当とするというべきである。請求人の主張を採用することはできない。

- 2 以上によれば、請求人について、被保険者の資格を平成〇年〇月〇日付で取得したものであることを確認し、その標準報酬月額を、健康保険については〇〇〇万円、厚生年金保険については〇〇万円と決定した原処分は、関係法令の規定等に則った適法・妥当なものというべきである。
- 3 よって、本件再審査請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。